

閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務 基本仕様書

1 業務名

閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務

2 業務の目的

本市では、冬期、特に12月から1月において、宿泊施設の稼働率が低下することから、閑散期における観光客等の滞在時間の延長につなげることを目的として、夜のにぎわいを創出するプロジェクションマッピングを、平和大通りを中心に開催している「ひろしまドリミネーション」と同時期に広島城で実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 実施概要

(1) プロジェクションマッピング

ア 期間 令和8年12月18日（金）から令和9年1月11日（月）まで【雨天決行】
（令和8年12月31日（木）から令和9年1月3日（日）までを除く。）

イ 時間 17時30分から21時まで（予定）

ウ 会場 広島城（広島県広島市中区基町21番1号）

エ 投影場所等

プロジェクションマッピングは、広島城天守南側に投影すること。また、にぎわいを創出し、集客力向上につなげるため、天守南側に加えて、他の場所においても投影する場合は、投影場所毎に異なる映像を投影すること。

併せて、本丸上段大本営跡南側敷地等において、来場者が天守までの動線上も楽しむことができるようライトアップを実施すること。

(2) オープニングセレモニー

ア 日時 令和8年12月18日（時間未定）

イ 場所 広島城内

5 コンテンツ制作・演出要件

(1) プロジェクションマッピング

プロジェクションマッピングのコンテンツ・デザイン・3DCGの制作（総合演出、アートディレクション、モーショングラフィックス、映像編集、音源編集、投影テスト、オペレーション等）を行うこととし、制作に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 本事業のコンセプト、デザインテーマに基づく一貫した演出とすること。

イ 年齢や性別、国籍を問わず、幅広い層に訴求する演出とすること。

- ウ 広島城及び地域が持つ特性や広島歴史・文化を考慮したデザインを盛り込むこと。
- エ 来場者による写真・動画撮影や SNS 発信を促進するような演出とすること。
- オ イベント実施に当たり発生する光や音量については、周辺環境へ配慮したものとすること。
- カ 制作に必要な 3Dモデル、著作物等については、受注者の責任において、秘密保持・二次利用等の契約及び使用料の支払いを行うこと。

(2) ライトアップ

プロジェクションマッピングの演出内容と調和し、会場全体として統一感のある演出を行うこと。なお、演出場所の詳細については別紙に定めるとおりとし、その他の条件は前記 5(1)イ及びエ〜カに掲げる事項と同じ。

6 資機材等の手配・設置・撤去

(1) 手配・設置

- ア 本事業に必要な映像・音響機器、照明機材、イントレ、電源設備、看板、テント等を調達し、これらの設置及び調整を行うこと（配線、電源の引回しを含む。）。
- イ 会場が国の史跡であることを考慮し、掘削や杭打ち等を伴わない方法により設置するとともに、来場者等の歩行の妨げにならないよう配慮すること。
- ウ 設置する資機材は、実施時間外においても、周囲の景観に調和した色彩・形状・大きさとし、この条件に合致しない資機材については、実施時間外に、都度、撤去すること。
- エ 史跡内の電源設備（特に人力で移動できない発電機等）の設置に当たっては、設置箇所の選定、給油の頻度、方法について、広島市市民局文化振興課文化財担当と協議の上、決定すること。

(2) 撤去・原状回復

協議により決定した期日までに、設置した資機材を撤去し、原状回復の上、発注者の確認を受けること。

(3) その他

ア フォトスポットの設置

- 来場者による写真撮影及び SNS 発信を促進するため、会場内にフォトスポットを設置すること。
- また、フォトスポットは夜間でも視認性が高いものとし、設置場所は協議の上決定する。
- イ オープニングセレモニー司会・進行役の手配

7 投影・保守・運営・安全対策

(1) 投影

イベント開催期間中は、前記 5により制作した映像の投影とライトアップを実施し、開始前には、映像機器、制御装置、配線等の動作確認を行い、正常に実施できる状態であることを確認すること。

(2) 保守

設置した資機材の点検・管理を行うこととし、故障や転倒等が生じた場合は、直ちに当該場所に赴き、補修・復旧等を行うこと。なお、事業の実施に当たり著しく影響がある場合、通行者等に危険が及ぶ場合等については、直ちに安全確保の措置を講じるとともに、発注者へ報告すること。

(3) 運営

ア 運営マニュアルの作成

安全かつ円滑な運営のため、受注者は運営マニュアルを作成し、発注者に提出し承認を得ること。運営マニュアルには、実施体制、業務従事者の役割・配置、緊急時対応、混雑時の誘導計画、安全管理事項、会場内の清掃・美化に関する手順等を含めるものとする。

イ 業務従事者の配置

イベントの実施期間を通じて、来場者の安全確保や円滑な運営等を行うため、以下の者を配置すること。

(ア) 運営責任者

運営責任者は、本業務の運営統括、関係機関との連絡調整、安全管理、緊急時対応等を担うものとし、会場に常時1名配置すること。また、運営責任者は、業務に支障がない範囲において、下記(イ)運営スタッフの役割を担うことができるものとする。

(イ) 運営スタッフ

運営スタッフは、来場者の動線管理、安全確保、案内誘導、混雑緩和等を担うものとし、以下のとおり配置すること。なお、配置場所は協議の上決定する。

- ・ 令和8年12月及び令和9年1月の土日祝日：5名以上
- ・ 令和9年1月の平日：4名以上

ウ 各種看板

イベント告知のため、表御門及び裏御門周辺に大型看板を設置することとし、会場内においても必要に応じて誘導看板を設置すること。

(4) 安全対策

夜間に開催するイベントであることを踏まえ、来場者の転落・転倒事故を未然に防止するため、以下のとおり安全対策を講じること。

ア 照度の確保

会場内の歩行動線等において、足元灯の設置等により十分な照度を確保すること。

イ 転落防止対策

天守南側に投影した際に観覧場所と想定される南小天守跡や二の丸から本丸下段に至る橋りょうなどの危険箇所等については、ベルトパーテーション等を配置し、来場者が危険箇所を容易に認識できるよう配慮すること。

ウ 進入防止対策

来場者が進入した場合に危険が伴う場所については、コーン等を用いて、進入することがないよう必要な措置を講じること。

8 広報

(1) 基本事項

SNS、テレビ、紙媒体等の各種媒体を効果的に活用し、幅広い層に対する広報を行うこと。また、イベントの広報に当たっては、県外からの観光客の誘客促進を図るとともに、外国人観光客への対

応を考慮したものとする。

(2) 宣伝素材

協議により決定した期日までに、本事業のコンセプト・デザインテーマを象徴するメインビジュアル及びプロモーション動画を作成し提出すること。メインビジュアル等の制作に当たっては、発注者の意向を反映し制作すること。

(3) ランディングページ

本事業の実施に当たって、ランディングページを作成の上、ひろしま公式観光サイト「Dive! Hiroshima」(以下、「Dive!」という。)内で公開すること。また、公開に当たっては、Dive!CMS上にHTMLデータの流し込み、デザイン修正及びページ公開までの一連の作業を行うこと。

なお、Dive!CMS作業に必要なアカウントは別途、本市から付与する。

(4) SNS

Instagram等を活用して、上記(3)のランディングページに誘導するなどして、本事業の魅力を広く国内・海外に拡散すること。また、本市外の国内在住者や海外在住者のうち、広島への旅行を検討している人や広島に関心を持っている人等を対象に、10月頃からSNS広告を実施することにより、プロジェクションマッピングを目的とした広島訪問につなげる。

(5) テレビ

テレビCM等の広報を行うこと。

(6) その他

インフルエンサーの活用や海外メディアとのタイアップ等、多様な情報発信方法についても検討を行い、より効果的なプロモーションの実施に努めること。

9 周遊を促す取組

市内中心部の周遊を促すため、本市等が主催する別事業で実施するデジタルスタンプラリーに、広島城等をスポットとして追加し、平和大通りを中心に開催するドリミネーションの会場など、市内中心部等を巡る周遊型スタンプラリーとして実施することとしている。

このため、受注者は、前記7(3)ウに定める大型看板に、デジタルスタンプラリーのQRコードを掲示すること。

10 本事業の効果検証

(1) 来場者数の推計

信頼性の高い計測方法を採用し、イベントの来場者数等を推計すること。

(2) アンケートの実施

グーグルフォーム等のデジタルツールを活用し、来場者を対象としたアンケート調査を実施すること。

なお、調査項目については、別途、発注者から受注者に提供する。

(3) SNSを活用した広報の分析

リーチ数、インプレッション数、エンゲージメント数など、SNS広告の結果を基に効果検証を行

い、今後の広報施策に活用可能なデータ分析・集計を行うこと。

11 雨天等の対応

雨天等に備えて、事前に適切な対策を講じること。

また、荒天時におけるイベントの中止判断、中止決定時における周知方法等については、協議の上決定する。

12 実施報告書等

(1) 実施計画書、変更計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を得ること。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

ア 業務概要

イ 実施体制

ウ 業務内容

エ 業務工程（スケジュール）

オ 連絡体制（緊急時含む。）

また、実施計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、発注者に変更計画書を提出し承認を得ること。

(2) 実施報告書

業務終了後、実施報告書を作成し、発注者に提出し検査を受けること。実施報告書には、次の事項を記載するものとする。

ア 実施概要

イ 実施内容

ウ 実施工程（スケジュール）

13 成果品

(1) 本業務における成果品として、プロジェクションマッピングの投影映像、前記 8(2)の宣伝素材等は、電子媒体で 1 部提出すること。

(2) 前記 10(1)～(3)の効果検証の結果は、電子媒体及び紙媒体で各 1 部提出すること。

(3) 成果品の提出先は、広島市経済観光局観光政策部観光企画担当（広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号）とする。

14 関係法令等への対応

(1) 文化財保護法

広島城は、文化財保護法に基づき史跡として指定を受けているため、「現状変更許可申請」が必要となる。このため、使用する資機材及び設置場所等が決まり次第速やかに協議し、広島市市民局文化振興課文化財担当に現状変更許可申請を行い、許可を得た上で実施すること。

(2) 景観法

本事業の実施に当たっては、本市の「景観法に基づく届出等に係る事前協議制度に関する取扱要綱」に基づく事前協議は不要である。

ただし、演出の一環として、レーザー光線やサーチライトを上空に照射を行う場合は、広島市景観計画に基づき、照射範囲を限定する必要があることから、契約締結後、速やかに協議すること。

(3) 広島市公園条例

使用する資機材及び設置場所等が決まり次第、速やかに公園管理者である広島城アソシエイツと協議すること。

15 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、発注者等との連絡調整を十分に図ること。

(2) 広島城内では、史跡の発掘調査、樹木せん定等を予定していることから、本事業の設置物が障害になる場合は移動等の対応に協力すること。

(3) 本業務で使用する電力等は、原則として受託者が自ら発電機等により調達すること。

(4) 本業務で使用する資機材の損壊、滅失等に係る補修及び再調達（購入等）の費用については、受託者の負担とする。また、受託者は必要に応じて当該資機材について動産保険に加入すること。

(5) 本業務による成果品、業務中に作成した資料等の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を自ら使用することができる。また、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、発注者は、第三者による本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(6) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。

ア 受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に発注者の承諾を得ること。

イ 発注者が再委託を承諾した場合は、受注者は再委託先に対して本業務に係る義務を順守させるものとする。

(7) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受注者の責任において処理すること。

(8) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。